君高支第412号令和2年5月25日

市内指定居宅介護支援事業所 代表者 様 市内指定介護予防支援事業所 代表者 様

君津市保健福祉部高齢者支援課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除と 居宅介護支援等の業務の取扱いについて(通知)

日頃より本市の高齢者福祉行政にご理解、ご協力を頂きありがとうございます。 また、貴職及び従業者の皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染症の 感染防止対策につきまして多大なるご尽力をいただいておりますこと、心から敬意 と感謝申し上げます。

さて、令和2年4月8日付け君高支第62号「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令に伴うモニタリングの取扱いについて(通知)」により、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言下における居宅介護支援事業及び介護予防支援事業におけるモニタリングの実施等の取扱いについて通知したところですが、令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除されたこと等を踏まえ、あらためて居宅介護支援等の業務について整理いたしましたので通知します。

記

1 居宅介護支援等の業務

(1) モニタリング

利用者の居宅への訪問及び面接によるモニタリングの実施をお願いいたします。緊急事態宣言に伴う外出自粛等により生活状況が変化し、ADLの低下などが懸念されることからも一層慎重なご対応をお願いいたします。

また、モニタリングにあたりましては、訪問前の介護支援専門員及び利用者等の双方における検温の実施、マスクの着用、手指消毒等の感染防止対策の徹底や、新しい生活様式の趣旨を踏まえて、利用者等との間隔をできるだけ2m (最低1m)空ける、できる限り換気のよい場所で実施する、利用者のほか面接者は必要最小限の人数とするなどの配慮をお願いいたします。

ただし、次の場合については、モニタリングの実施に当たっての「特段の事情」に該当するものとし、電話等による利用者の状況確認の実施を可能とします。なお、確認した内容や訪問及び面接ができない状況については、確実に支援経過等に記録してください。

ア 次の者に発熱、風邪症状、強いだるさや息苦しさ等があり、訪問が困難

である場合

- · 介護支援専門員
- 利用者
- ・介護支援専門員や利用者と同居あるいは長時間接触があった者
- イ 入居する施設等により面会が制限されている場合
- ウ 利用者やその家族から強い訪問拒否があった場合

(2) サービス担当者会議

サービス担当者会議を開催する場合は、感染防止対策の徹底や、新しい生活様式の趣旨を踏まえた対応に十分配慮したうえでの実施をお願いいたします。

なお、感染拡大防止の観点から、引き続き、指定居宅サービス等の担当者に対する照会等により意見を求めることができる「やむを得ない理由」とします。 照会の方法は、電話やFAXでも差支えありませんが、指定居宅サービス等の 担当者との情報交換等の連携をしっかり行い、利用者の状況等についての情報 や、居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにし、担当者等と連携した 内容は、確実に支援経過等に記録してください。

(3) ケアマネジメントの一連の流れ

新型コロナウイルス感染症を原因とした理由によりサービス内容を急遽変更する必要が生じ、アセスメント、サービス担当者会議についてサービス提供開始前に実施することが困難な場合は、「緊急的なサービス利用等やむを得ない場合」に該当するものとして、利用者の同意を得たうえで事後的に行うことも可能とします。ただし、その場合にあっても、事後において可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて計画を見直すなど、適切に対応してください。また、その経緯等については確実に支援経過等に記録してください。

2 感染防止対策

引き続き、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その 2)」(介護保険最新情 v o 1 8 0 8)中、「社会福祉施設等(居宅を訪問して行うサービス)における感染防止に向けた対応について」を踏まえた感染防止対策をお願いします。

3 1の適用期間

令和2年6月1日から当面の間

君津市保健福祉部 高齢者支援課介護事業支援係 電話 0439 (56) 1736 Mail kourei@city.kimitsu.lg.jp